

令和 8 年第 4 回石垣市議会定例会(6 月)

提出議案概要

条例	7 件
補正予算	3 件
その他	7 件
承認	3 件
報告	7 件
計	27 件

目次

(頁)

条例 7 件

総務部

- 議案第 52 号 石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会設置条例の一部を改正する
条例 …………… (1)

企画部

- 議案第 36 号 石垣市宿泊税基金条例 …………… (1)

市民保健部

- 議案第 37 号 石垣市火葬場の設置及び管理に関する条例 …………… (2)

こども未来局

- 議案第 38 号 石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
…………… (2)

建設部

- 議案第 39 号 石垣市下水道条例の一部を改正する条例 …………… (3)

- 議案第 40 号 石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 …… (3)

教育委員会

- 議案第 41 号 桃原用昇奨学基金条例及び桃原用昇高等学校奨学基金条例の特例並びに廃
止に関する条例 …………… (4)

補正予算 3 件

総務部

- 議案第 42 号 令和 8 年度石垣市一般会計補正予算(第 1 号) …………… (5)

建設部

- 議案第 43 号 令和 8 年度石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号) (5)

- 議案第 44 号 令和 8 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 1 号) …………… (5)

その他 7 件

市民保健部

- 議案第 45 号 中華民国基隆市との国際友好都市提携について …………… (6)

福祉部

- 議案第 46 号 八重山広域市町村圏事務組合規約の変更について …………… (6)

建設部

- 議案第 47 号 訴えの提起について …………… (7)

教育委員会

- 議案第 48 号 財産の取得について[石垣市学習者用 GIGA 端末] …………… (8)

- 議案第 49 号 財産の取得について[石垣市指導者用 GIGA 端末] …………… (8)

消防本部

- 議案第 50 号 財産の取得について[救助工作車] …………… (9)

- 議案第 51 号 財産の取得について[高規格救急自動車] …………… (9)

承認 3 件

総務部

承認第 2 号 専決処分の承認について
[令和 7 年度石垣市一般会計補正予算（第 13 号）] …………… (10)

承認第 3 号 専決処分の承認について
[石垣市税条例の一部を改正する条例] …………… (10)

市民保健部

承認第 4 号 専決処分の承認について
[石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例] …………… (11)

報告 7 件

総務部

報告第 3 号 令和 7 年度石垣市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について (11)

報告第 4 号 令和 7 年度石垣市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について (11)

市民保健部

報告第 5 号 令和 7 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について …………… (12)

建設部

報告第 6 号 令和 7 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について …………… (12)

報告第 7 号 令和 7 年度石垣市港湾事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について …………… (12)

報告第 8 号 令和 7 年度石垣市下水道事業会計予算の繰越について …………… (13)

水道部

報告第 9 号 令和 7 年度石垣市水道事業会計予算の繰越について …………… (13)

条例 7 件

総務部

件名	概要
議案第 52 号 石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会設置条例の一部を改正する条例 総務課	石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会の開催に当たり、委員の報酬及び費用弁償を見直す必要があるため、条例を一部改正する。 (主な内容) 1 基本報酬(時給制) 弁 護 士：22,000 円／時 その他の委員：16,500 円／時 ※端数処理：30 分以上は、1 時間に切り上げ、30 分未満は切り捨てる。 2 遠隔地加算 市外に居住する委員が、委員会等への出席する場合に限り、往復移動時間に応じ、基本報酬に加え遠隔地加算を行う。 (1) 往復の移動時間が 2 時間未満の場合 20,000 円 (2) 往復の移動時間が 2 時間以上の場合 40,000 円 施行日 公布の日

企画部

件名	概要												
議案第 36 号 石垣市宿泊税基金条例 観光文化課	本市における観光振興に係る施策を安定的に推進するとともに、宿泊税による税収を適切に管理及び運用し、観光客の受入環境整備等に充当するため、石垣市宿泊税基金を設置する。 (主な内容) <table border="1"> <tr> <td>設置根拠</td><td>地方自治法第 241 条第 1 項</td></tr> <tr> <td>積立て</td><td>宿泊税収入から賦課徴収に要した経費を差し引いた額の範囲内で、予算に定める額を積立て</td></tr> <tr> <td>管理・運用</td><td>預貯金等、確実かつ有利な方法により管理</td></tr> <tr> <td>運用益</td><td>運用益は、一般会計を通じて基金へ繰り入れ</td></tr> <tr> <td>繰替運用</td><td>財政上、必要な場合、市長の判断により歳計現金へ繰替運用可</td></tr> <tr> <td>基金の処分</td><td>設置目的達成のため、全部又は一部を処分可</td></tr> </table> 施行日 令和 9 年 2 月 1 日	設置根拠	地方自治法第 241 条第 1 項	積立て	宿泊税収入から賦課徴収に要した経費を差し引いた額の範囲内で、予算に定める額を積立て	管理・運用	預貯金等、確実かつ有利な方法により管理	運用益	運用益は、一般会計を通じて基金へ繰り入れ	繰替運用	財政上、必要な場合、市長の判断により歳計現金へ繰替運用可	基金の処分	設置目的達成のため、全部又は一部を処分可
設置根拠	地方自治法第 241 条第 1 項												
積立て	宿泊税収入から賦課徴収に要した経費を差し引いた額の範囲内で、予算に定める額を積立て												
管理・運用	預貯金等、確実かつ有利な方法により管理												
運用益	運用益は、一般会計を通じて基金へ繰り入れ												
繰替運用	財政上、必要な場合、市長の判断により歳計現金へ繰替運用可												
基金の処分	設置目的達成のため、全部又は一部を処分可												

市民保健部

件名	概要
議案第 37 号 石垣市火葬場の設置及び管理に関する条例 環境課	本条例は、やすらぎの杜いしがき斎場に指定管理者制度を導入することにより、民間の専門的知見を活用して、安全かつ衛生的な施設運営を行うとともに、利用者の利便性の向上を図るため、条例を全部改正する。 (主な内容) 現行の直営方式(委託を含む。)に加え、指定管理者制度を導入するため、所要の規定を整備する。 ・指定管理者制度の導入 直営方式と指定管理者方式の双方に対応できるよう、条例の規定を整理する。 ・指定管理者の業務の範囲の明確化 指定管理者が行う業務(火葬場の受付及び火葬、葬儀、火葬炉運転等)を明確に規定する。 ・使用料及び利用料金の整理 直営における「使用料」と、指定管理者導入時における「利用料金」の取扱いを規定する。 ・その他所要の整備 指定管理者制度の導入に伴い、関連条文の整理を行う。 施行日 令和 9 年 4 月 1 日

こども未来局

件名	概要
議案第 38 号 石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 こども家庭課	沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、条例を一部改正する。 (主な内容) 第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。 (1) 児童 18 歳に達した日の属する年度の末日までにある者又は児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)第 1 条第 1 項に規定する程度の障害の状態にあって、20 歳に達した日の属する月の末日までにある者をいう。 施行日 公布の日(令和 8 年 4 月 1 日から適用)

建設部

件名	概要								
議案第 39 号 石垣市下水道条例の一部 を改正する条例 下水道課	標準下水道条例が改正されたことに伴い、所要の改正を要する ため、条例の一部改正する。 （主な内容） 第 10 条に次の 1 項を加える。 4 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を 受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるとき は、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水 設備等の新設等の工事を行うことができる。 施行日 公布の日								
議案第 40 号 石垣市営住宅の設置及び 管理に関する条例の一部 を改正する条例 道路・施設課	市営住宅の入居選考について、従来の「抽選方式」に加え、住 宅の困窮度に基づく「点数評価方式」を規定するとともに、新た に期限付入居制度を導入するため、条例の一部改正する。 （主な内容） 子育て世帯向け期限付入居制度の新設 <table border="1"> <tr> <td>入居できる条件</td><td> (1) 親の年齢：申込時点で、申込者と配偶 者がともに 45 歳以下 (2) 子の年齢：12 歳以下の子どもと同居 (3) 世帯構成：申込者、配偶者、対象の子 どものみで構成される世帯 </td></tr> <tr> <td>入居期間</td><td> (1) 入居は最長 10 年（期間は規則で規定） ※更新は原則なし </td></tr> <tr> <td>入居時の手続及 び確実な明渡し に向けた措置</td><td> (1) 事前の書面説明：期限付入居であるこ とを書面にて交付し、説明する。 (2) 誓約書の徴取：入居者は、上記説明を 理解し、期限までに明け渡す旨の「誓約 書」を提出 (3) 事前の退去予告：期限満了の 1 年前か ら 6 月前までの間に、入居者に対し、書面 にて期限満了の通知 </td></tr> <tr> <td>期限満了時の特 例</td><td> 期限満了時において、引き続き子育て支 援の必要性が高い世帯については、次の条 件で例外的に期間を延長できる。この場合 において、延長される期間は、最長 5 年又は 最年少者が 15 歳に達した 3 月 31 日までの いずれか短い期間 (1) 15 歳以下の子どもと引き続き同居 (2) 家賃滞納等がない。 (3) その他規則で定める「特にやむを得な い事情」がある。 </td></tr> </table> 施行日 公布の日	入居できる条件	(1) 親の年齢：申込時点で、申込者と配偶 者がともに 45 歳以下 (2) 子の年齢：12 歳以下の子どもと同居 (3) 世帯構成：申込者、配偶者、対象の子 どものみで構成される世帯	入居期間	(1) 入居は最長 10 年（期間は規則で規定） ※更新は原則なし	入居時の手続及 び確実な明渡し に向けた措置	(1) 事前の書面説明：期限付入居であるこ とを書面にて交付し、説明する。 (2) 誓約書の徴取：入居者は、上記説明を 理解し、期限までに明け渡す旨の「誓約 書」を提出 (3) 事前の退去予告：期限満了の 1 年前か ら 6 月前までの間に、入居者に対し、書面 にて期限満了の通知	期限満了時の特 例	期限満了時において、引き続き子育て支 援の必要性が高い世帯については、次の条 件で例外的に期間を延長できる。この場合 において、延長される期間は、最長 5 年又は 最年少者が 15 歳に達した 3 月 31 日までの いずれか短い期間 (1) 15 歳以下の子どもと引き続き同居 (2) 家賃滞納等がない。 (3) その他規則で定める「特にやむを得な い事情」がある。
入居できる条件	(1) 親の年齢：申込時点で、申込者と配偶 者がともに 45 歳以下 (2) 子の年齢：12 歳以下の子どもと同居 (3) 世帯構成：申込者、配偶者、対象の子 どものみで構成される世帯								
入居期間	(1) 入居は最長 10 年（期間は規則で規定） ※更新は原則なし								
入居時の手続及 び確実な明渡し に向けた措置	(1) 事前の書面説明：期限付入居であるこ とを書面にて交付し、説明する。 (2) 誓約書の徴取：入居者は、上記説明を 理解し、期限までに明け渡す旨の「誓約 書」を提出 (3) 事前の退去予告：期限満了の 1 年前か ら 6 月前までの間に、入居者に対し、書面 にて期限満了の通知								
期限満了時の特 例	期限満了時において、引き続き子育て支 援の必要性が高い世帯については、次の条 件で例外的に期間を延長できる。この場合 において、延長される期間は、最長 5 年又は 最年少者が 15 歳に達した 3 月 31 日までの いずれか短い期間 (1) 15 歳以下の子どもと引き続き同居 (2) 家賃滞納等がない。 (3) その他規則で定める「特にやむを得な い事情」がある。								

教育委員会

件名	概要
議案第 41 号 桃原用昇奨学基金条例及 び桃原用昇高等学校奨学 基金条例の特例並びに廃 止に関する条例 教育総務課	桃原用昇奨学基金事業を継承する（仮称）一般財団法人桃原用昇奨学・文化振興財団の設立に当たり、桃原用昇奨学基金及び桃原用昇高等学校奨学基金を処分するため、条例に特例を設けた上で廃止する。 （主な内容） （仮称）一般財団法人桃原用昇奨学・文化振興財団設立に要する費用及び運用資金に充てるため、桃原用昇奨学基金並びに桃原用昇高等学校奨学基金を処分する規定を設けた上で、財団設立後に当該基金を廃止する。 施行日 公布の日（ただし、廃止に関する規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日）

補正予算 3 件

総務部

件名	概要		
議案第 42 号 令和 8 年度石垣市一般会 計補正予算(第 1 号) 財政課	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 6,926 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 393 億 7,926 万 4 千円とする。 (主な内容) 歳入 増額：県支出金、繰入金、市債等 減額：国庫支出金 歳出 増額：農林水産業費、教育費等 減額：総務費 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	38,910,000	469,264	39,379,264

建設部

件名	概要		
議案第 43 号 令和 8 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計補正予算(第 1 号) 都市建設課	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,159 万 3 千円とする。 (主な内容) 歳入 増額：一般会計繰入金 歳出 増額：土地区画整理事業費（職員手当等） (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	221,277	316	221,593
議案第 44 号 令和 8 年度石垣市港湾事 業特別会計補正予算(第 1 号) 港湾課	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 479 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 2,974 万 3 千円とする。 (主な内容) 歳入 増額：一般会計繰入金 歳出 増額：総務管理費（委託料、備品購入費） (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	1,524,944	4,799	1,529,743

その他 7 件

市民保健部

件名	概要
議案第 45 号 中華民国基隆市との国際 友好都市提携について 平和協働推進課	石垣市と基隆市は、これまで積み重ねてきた交流実績に加え、定期フェリー航路の再開を契機として、相互理解と友好親善をより一層深めるとともに、経済、観光、文化等の分野において連携を強化し、両地域の持続的な発展と繁栄を図るため、友好都市提携の締結を求めるものである。 友好都市提携は、地方自治法第 96 条第 1 項に定める議決事項に該当しないものの、平成 26 年の北上市との友好都市提携において、議決を経た前例があることに加え、今後、提携に伴う予算措置が見込まれ、議会関係者を含む両自治体間において様々な交流が想定されることをから、議会の意思を確認する必要があるため、議会の議決を求める。

福祉部

件名	概要				
議案第 46 号 八重山広域市町村圏事務 組合規約の変更について 介護長寿課	地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、八重山広域市町村圏事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。 (主な内容) 第 3 条中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とする。 【新旧対照表】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th><th>改正後 (案)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(11) (略) (12) <u>介護認定審査会の設置及び運営に関すること。</u> (13) <u>中波ラジオ中継放送局施設の設置及び管理に関すること。</u> </td><td> (共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(11) (略) (12) <u>中波ラジオ中継放送局施設の設置及び管理に関すること。</u> </td></tr> </tbody> </table> 施行日 令和 9 年 4 月 1 日	現行	改正後 (案)	(共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(11) (略) (12) <u>介護認定審査会の設置及び運営に関すること。</u> (13) <u>中波ラジオ中継放送局施設の設置及び管理に関すること。</u>	(共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(11) (略) (12) <u>中波ラジオ中継放送局施設の設置及び管理に関すること。</u>
現行	改正後 (案)				
(共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(11) (略) (12) <u>介護認定審査会の設置及び運営に関すること。</u> (13) <u>中波ラジオ中継放送局施設の設置及び管理に関すること。</u>	(共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(11) (略) (12) <u>中波ラジオ中継放送局施設の設置及び管理に関すること。</u>				

件名	概要
議案第 47 号 訴えの提起について	地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。 (主な内容) 1 事 件 名 建物明渡等請求事件 2 事件の概要 市営住宅の家賃を長期にわたり滞納している入居者等に対し、家賃を納入するよう再三にわたり請求してきたが、当該入居者等がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。 3 当 事 者 原告 石垣市 被告 個人 A 個人 B (連帯保証人) 4 請求の要旨 (1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している市営住宅を明け渡せ。 (2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している市営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の 2 倍に相当する額の損害賠償額を支払え。 (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。 5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解する。 6 本件に関する取扱い 本件訴訟は、弁護士に委任する。

教育委員会

件名	概要
議案第 48 号 財産の取得について [石垣市学習者用 GIGA 端末] 学校教育課	地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。 (内容) 1 品 名 石垣市学習者用 GIGA 端末購入 2 契約の方法 随意契約 3 契 約 金 額 299,041,798 円 4 契約の相手方 OCC・興洋電子・学映システム共同企業体 代表企業 沖縄県浦添市沢岬 2 丁目 17 番 1 号 株式会社オーシーシー 代表取締役 屋比久 友秀 構成企業 沖縄県那覇市字安謝 638 番地 株式会社興洋電子 代表取締役 古舘 和広 構成企業 沖縄県島尻郡与那原町東浜 3-8 株式会社学映システム 沖縄営業所 所長 古賀 大貴
議案第 49 号 財産の取得について [石垣市指導者用 GIGA 端末] 学校教育課	地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。 (内容) 1 品 名 石垣市指導者用 GIGA 端末購入 2 契約の方法 随意契約 3 契 約 金 額 27,863,000 円 4 契約の相手方 OCC・興洋電子・学映システム共同企業体 代表企業 沖縄県浦添市沢岬 2 丁目 17 番 1 号 株式会社オーシーシー 代表取締役 屋比久 友秀 構成企業 沖縄県那覇市字安謝 638 番地 株式会社興洋電子 代表取締役 古舘 和広 構成企業 沖縄県島尻郡与那原町東浜 3-8 株式会社学映システム 沖縄営業所 所長 古賀 大貴

消防本部

件名	概要
議案第 50 号 財産の取得について [救助工作車] 消防総務課	地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。 (内容) 1 品 名 救助工作車 2 契約の方法 一般競争入札（最低価格落札方式） 3 契 約 金 額 225,072,280 円 4 契約の相手方 沖縄県浦添市伊祖四丁目 14 番 1 号 新沖防災工業株式会社 代表取締役 比嘉 勉
議案第 51 号 財産の取得について [高規格救急自動車] 消防総務課	地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。 (内容) 1 品 名 高規格救急自動車 2 契約の方法 一般競争入札（最低価格落札方式） 3 契 約 金 額 27,554,430 円 4 契約の相手方 沖縄県浦添市勢理客 4 丁目 18 番 1 号 沖縄トヨタ自動車株式会社 代表取締役 野原 朝昌

承認 3 号

総務部

件名	概要
承認第 2 号 専決処分の承認について [令和 7 年度石垣市一般会計補正予算(第 13 号)] 財政課	地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。 (補正理由) 【繰越明許費補正】 ・ 石垣市第三者委員会費 ・ 沖縄県農業支援サービス事業体支援事業 ・ 街路事業 (3・5・11 街路) ・ 石垣産マグロ拠点産地支援事業
承認第 3 号 専決処分の承認について [石垣市税条例の一部を改正する条例] 税務課	地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。 (主な内容) (1) 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備 (2) 地方税法附則第 5 条の 4 の削除及び適用期限の延長に伴う所要の整備 (3) その他関係法令の改正に伴う所要の整備 施行日 令和 8 年 4 月 1 日 (ただし、附則各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。)

市民保健部

件名	概要
承認第 4 号 専決処分の承認について [石垣市国民健康保険税 条例の一部を改正する条 例]	地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。 (主な内容) 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 66 万円から 67 万円に引き上げる。 2 低所得世帯の税負担軽減の判定基準について、5 割軽減は所得基準を 30 万 5 千円から 31 万円に、2 割軽減は 56 万円から 57 万円に引き上げる。 3 子ども・子育て支援納付金に関する課税の新設 (1) 国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金を加算し、当該納付金に係る所得割・被保険者均等割 (18 歳以上含む。) 及び世帯別平等割の課税額を新たに定める。 ア 所得割 基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.27 を乗じて得た額 イ 被保険者均等割額 1,178 円 ウ 18 歳以上被保険者均等割額 151 円 エ 世帯別平等割額 800 円 (2) 子ども・子育て支援納付金に係る課税限度額は、3 万円とする。 (3) 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者 (18 歳未満被保険者) について、当該納付金に係る被保険者均等割額を減額する。 4 その他所要の改正 施行日 令和 8 年 4 月 1 日
健康保険課	

報告 7 件

総務部

件名	概要
報告第 3 号 令和 7 年度石垣市一般会 計予算繰越明許費繰越計 算書の報告について 財政課	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) 諸事情により令和 7 年度内の事業完了が困難であったため、令和 8 年度に繰越すものである。 繰越事業：55 事業
報告第 4 号 令和 7 年度石垣市一般会 計予算事故繰越し繰越計 算書の報告について 財政課	地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。 (繰越理由) 諸事情により令和 7 年度内の事業完了が困難であったため、令和 8 年度に事故繰越しするものである。 繰越事業：街路事業 (石垣 3・5・11 街路)

市民保健部

件名	概要
報告第 5 号 令和 7 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 健康保険課	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) ・子ども子育て支援金制度に関するシステム改修事業 国保中央会が実施している「広域標準システム」のリリースが令和 8 年 4 月以降に設定されたことに伴い、同システムと市町村システムとの連携テストの実施が同年 4 月以降となることから、令和 8 年 3 月末までにシステム改修を完了することが困難となったため。

建設部

件名	概要
報告第 6 号 令和 7 年度石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 都市建設課	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) ・登野城土地地区画整理事業費 土地地区画整理事業における建物移転補償について、所有者との交渉に時間を要したため。
報告第 7 号 令和 7 年度石垣市港湾事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 港湾課	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) ・総務運営費／総務管理費／CIQ 施設整備事業／港湾環境整備事業費 設計内容等の見直しに不測の日数を要したため。 ・港湾機能整備事業費 特注資材の納期に不測の日数を要したため。

報告第 8 号 令和 7 年度石垣市下水道 事業会計予算の繰越につ いて	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。 (繰越理由) 【繰越】 「建設改良費」 ・ 防災・安全交付金 東 1 号雨水幹線計画路線上で実施した磁気探査において複数の 磁気異常点が確認されたため。 ・ 沖縄振興公共投資交付金 資材の納入遅延により工程に遅延が生じたため。 ・ 市単独事業 石垣西浄化センター、大浜・磯辺処理場及びし尿処理施設にお いて突発的な機械入替えが発生したため。 【事故繰越】 「処理場費」 ・ 石垣西浄化センター自動除塵機補強更新工事 機械製作に不測の期間を要したため。 「建設改良費」 ・ 沖縄振興公共投資交付金 資材の納期遅延により工程に遅延が生じたため。
下水道課	

水道部

件名	概要
報告第 9 号 令和 7 年度石垣市水道事 業会計予算の繰越につ いて	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。 (繰越理由) 【繰越】 ・ 縦 9 号線配水管布設工事 (R7) 他委託 3 件、工事 1 件、車両購 入費 1 件 委託業務：濁水の影響及びろ過池の選定に不測の日数を要した ため。 - 工 事：施工に伴う状況変化への対応に不測の日数を要した ため。 - 車両購入費：特注品の納期が遅延したため。 【事故繰越】 ・ 吉原配水池緊急遮断弁及び弁室修繕工事 (R7) 他修繕 2 件 ・ 石垣市水道施設における官民連携基礎調査業務 修 繕：資材の入手難に伴い特注品の納期が遅延したため。 委 託：関係機関との調整に不測の日数を要したため。
施設課	